

**令和8年度高付加価値型宿泊施設誘致調査業務委託  
企画提案競技実施要領**

**1 目的**

消費額が大きい高付加価値旅行者の誘客や滞在型観光を強化するため、市町村と連携し、高付加価値型宿泊施設誘致の可能性のある土地情報などを情報収集するとともに、開発事業者等へのヒアリングを行うことで、誘致の実現性などを測る。

**2 委託の内容**

「令和8年度高付加価値型宿泊施設誘致調査業務委託仕様書」のとおり。

**3 委託期間**

契約締結日から令和9年2月26日（金）までとする。

**4 委託費用（委託上限額）**

9,988,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

**5 支払方法**

精算払とする。

**6 委託業者の選定方法**

企画提案書、見積書等の書類審査及びプレゼンテーションによる企画提案競技（プロポーザル方式）とする。

**7 参加資格要件**

次の（1）から（10）までの全ての条件を満たす法人であること。

- （1）共同企業体を構成して参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
  - ア 共同企業体を代表する事業者を選出し、応募に関する一切の手続を当該事業者が行うこと。
  - イ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員となっていないこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）政治活動及び宗教活動を主たる活動の目的としていないこと。
- （4）国、都道府県、市町村等が発注する業務、事業において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- （6）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの申立てがなされている者でないこと。
- （7）宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者。
- （8）受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- （9）地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始する

ことを誓約した者。

(10) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅滞なく処理できること。

## 8 日程（予定）

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| (1) 公告          | 令和8年4月17日（金）     |
| (2) 参加申込期限      | 令和8年4月30日（木）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限     | 令和8年4月30日（木）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限  | 令和8年5月15日（金）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和8年5月21日（木）     |
| (6) 審査結果通知      | 令和8年5月27日（水）予定   |

## 9 事前説明会

事前説明会は行わない。

## 10 企画提案競技への参加申込

- (1) 提出方法  
本企画提案競技に参加を希望する者は、電子メールで別紙様式第1号を提出すること。
- (2) 提出先  
本要領16（書類提出及び問合せ先）を参照。
- (3) 提出期限  
令和8年4月30日（木）午後5時  
※送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

## 11 質問及び回答

- (1) 提出方法  
電子メールで様式第2号を提出すること。
- (2) 提出先  
本要領16（書類提出及び問合せ先）を参照。
- (3) 提出期限  
令和8年4月30日（木）午後5時  
※送信後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。
- (4) 回答方法  
質問者に対して質問受付日より原則3営業日以内に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、企画提案競技参加者全員に回答する。

## 12 企画書等の提出

- (1) 提出書類  
下記の①～⑨までを1セットとし、これを企画書と呼ぶ。
  - ① 企画提案競技参加申請書（別紙様式第3号）：原本1部
  - ② （共同企業体を構成する場合）共同企業体協定書（別紙様式第4号）：原本1部
  - ③ 使用印鑑届出書（別紙様式第5号）：原本1部
  - ④ （代理人を選定した場合）委任状（別紙様式第6号）：原本1部
  - ⑤ 会社概要（別紙様式第7号）：原本1部、コピー7部
  - ⑥ 企画提案書（任意様式）：原本1部、コピー7部
  - ⑦ 見積書（任意様式）※内訳が分かるように記載すること。：原本1部、コピー7部
  - ⑧ 業務実績（任意様式）：原本1部、コピー7部
  - ⑨ 誓約書（別紙様式第8号）：原本1部、コピー7部

## (2) 提出方法等

### ① 提出方法

持参又は送付（送付にあたっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和8年5月15日（金）午後5時必着とする。）

### ② 提出先

本要領16（書類提出及び問合せ先）を参照。

### ③ 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）

※送付後、2日以内（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に受領した旨の返信がなければ、電話により確認の連絡を行うこと。

## 13 審査等

企画書及び提案者からのプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1者を次のとおり選定する。

### (1) 一次審査

原則、一次審査は行わない。

ただし、提案者が4者以上の場合は、審査委員会事務局である宮崎県観光推進課において一次審査（書面審査）を行い、(2)の二次審査（プレゼンテーション審査）に進む4者を選定し、令和8年5月19日（火）までに一次審査通過の旨を連絡する（一次審査を通過しなかった者に対しても連絡する）。

### (2) プレゼンテーション審査（二次審査）

#### ① 日時

令和8年5月21日（木）

※ 具体的な時間割については、参加者に別途連絡する。

※ 参加者の数等により変更する場合がある。

#### ② 場所

宮崎県庁7号館3階732会議室

※ オンライン（Microsoft Teams）での参加も可とする。

#### ③ 説明時間

ア 説明時間 20分以内（予定）

イ 質疑 10分以内（予定）

ウ 入替時間 10分以内

#### ④ 実施方法

ア プレゼンテーションは、原則として企画書の受付順とする。

イ 参加者は、提出した企画書の内容について説明する。

ウ 企画書の説明の後に、説明内容等について質疑を行う。

エ 審査基準は別紙の審査基準による。

オ 全プレゼンテーションの終了後、審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず、業者決定後速やかに企画提案競技参加者に対し、書面により通知する。

## 14 契約の締結

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を、契約締結候補者として本業務委託に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合があります。）ものとし、協議が合意に至った場合は、契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

## 15 その他

- (1) 今回の企画提案競技への参加に要する経費については、申込者の負担とする。
- (2) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て県に帰属するものとする。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、その申込を無効とする。
  - ア 申込者が上記7の参加資格要件を満たさない場合
  - イ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
  - ウ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

## 16 書類提出及び問合せ先

宮崎県商工観光労働部 観光推進課 観光戦略担当

住所：〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

電話：0985-26-7104

E-mail:kanko-suishin@pref.miyazaki.lg.jp